

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第11号

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年鳥取市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東郷農業集落排水施設の項中「篠坂」の次に「、本高、中村、有富、高路、古海の一部」を加え、同表本高農業集落排水施設の項、西円通寺農業集落排水施設の項及び南東郷農業集落排水施設の項を削り、同表大和神戸農業集落排水施設の項中「下砂見」の次に「、西円通寺」を加え、同表国府南地区浄化センターの項中「国府南地区浄化センター」を「国分寺農業集落排水施設」に改め、同表国府東地区浄化センターの項中「国府東地区浄化センター」を「麻生農業集落排水施設」に改め、同表御陵地区浄化センターの項中「御陵地区浄化センター」を「御陵農業集落排水施設」に改め、同表上地地区浄化センターの項中「上地地区浄化センター」を「上地農業集落排水施設」に改め、同表山湯山地区農業集落排水施設の項中「山湯山地区農業集落排水施設」を「山湯山農業集落排水施設」に改め、同表箭溪・八重原地区農業集落排水施設の項中「箭溪・八重原地区農業集落排水施設」を「箭溪・八重原農業集落排水施設」に改め、同表福部南部地区農業集落排水施設の項中「福部南部地区農業集落排

水施設」を「福部南部農業集落排水施設」に改め、同表岩戸地区漁業集落排水施設の項中「岩戸地区漁業集落排水施設」を「岩戸漁業集落排水施設」に改め、同表佐貫処理区農業集落排水施設の項中「佐貫処理区農業集落排水施設」を「佐貫八日市農業集落排水施設」に改め、同表西郷処理区農業集落排水施設の項中「西郷処理区農業集落排水施設」を「西郷農業集落排水施設」に改め、同表水根処理区農業集落排水施設の項中「水根処理区農業集落排水施設」を「水根農業集落排水施設」に改め、同表釜口処理区農業集落排水施設の項中「釜口処理区農業集落排水施設」を「釜口農業集落排水施設」に改め、同表家奥、古用瀬農業集落排水施設の項中「家奥、古用瀬農業集落排水施設」を「家奥・古用瀬農業集落排水施設」に改め、同表尾際地区農業集落排水施設の項中「尾際地区農業集落排水施設」を「尾際農業集落排水施設」に改め、同表勝谷地区農業集落排水施設の項中「勝谷地区農業集落排水施設」を「勝谷農業集落排水施設」に改め、同表末用地区農業集落排水施設の項中「末用地区農業集落排水施設」を「末用農業集落排水施設」に改め、同表河内上農業集落排水施設の項中「河内上農業集落排水施設」を「河内上条農業集落排水施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。